

調査番号 0829

調査名 中小企業労働事情実態調査, 2005

本調査票を引用する際には出典を明記して下さい。

平成17年度中小企業労働事情実態調査ご協力をお願い

業種や企業規模、地域によって景況に大きな違いがみられるなか、中小企業を取り巻く雇用・労働環境は大きく変化しております。このような情勢下、本会では、中小企業における労働事情を的確に把握し、適正な労働対策を樹立することを目的に、本年度も全国一斉に標榜調査を実施することとなりました。

つきましては、ご繁忙の折誠に恐縮ですが、趣旨をご理解頂き、調査にご協力下さいますようお願い申し上げます。

平成17年度中小企業労働事情実態調査票

調査時点：平成17年7月1日

調査締切：平成17年7月15日

記入についてのお願い

◇秘密の厳守 調査票ご記入された事項については、個人企業と個人情報との秘密を厳守し、統計以外の目的に用いることは致しませんので、ありのままをご記入下さい。また、記入担当者などの個人情報につきましては、本調査に係る問い合わせ以外には使用致しません。

◇記入方法 質問ごとの指示により該当する頁の番号に○をつけるか、該当欄に数字等をご記入して下さい。

◇問合せ先 調査票ご記入に当たっての不明な点など調査に関するお問い合わせは、下記をお願いします。

貴事業所の概要についてご記入下さい。（太枠内に該当事項または該当する項目に○をご記入下さい。）

貴事業所の名称		記入担当者名	
所在地	(〒 -)	電話番号	
業種 (最も売上高の多い事業の業種1つに○)		FAX番号	
1. 食料品・飲料・たばこ・飼料製造業 2. 繊維・同製品製造業 3. 木材・木製品・家具・装備品製造業 4. 印刷・同関連業 5. 窯業・土石製品製造業 6. 化学工業・石油・石炭製品・ゴム製品製造業 7. 鉄鋼業・非鉄金属・金属製品製造業 8. 一般・電気・情報通信・輸送用・精密機械器具製造業 9. パルプ・紙・紙加工品、プラスチック製品 なめし革・同製品・毛皮、その他の製造業 10. 情報通信業 (通信業、放送業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業) 11. 運輸業 12. 総合工事業 13. 職団法人事業 (設備工事業を除く) 14. 設備工事業 15. 卸売業 16. 小売業 (飲食店を除く) 17. 対事業所サービス業 (専門サービス業、廃棄物処理業、物品賃貸業、広告業、その他の事業サービス業、その他のサービス業) 18. 対個人サービス業 (洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、自動車整備業、機械等修理業、宿泊業) 19. その他 ()			

設問1) 従業員数についてご記入下さい。

①平成17年7月1日現在の雇用形態別の従業員数を男女別に太枠内にご記入下さい。

	正社員	パート タイマー	派遣	アルバイト ・その他	合計
男性	人	人	人	人	人
女性	人	人	人	人	人

設問2) 労働組合の有無についてご記入下さい。
(どちらか1つに○)

1. ある 2. ない

[注] 「パートタイマー」(パートタイム労働者)とは、1日の所定労働時間が貴事業所の常用労働者より短い者、または1日の所定労働時間は同じでも1週の所定労働日数が少ない者です。

②平成17年7月1日現在の従業員のうち、常用労働者について、男女別、年齢別の人数を太枠内にご記入下さい。

常用労働者数	24歳以下	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	合計
男性								
女性								

①注 「常用労働者」とは、次のいずれかに該当する者です。パートタイマー（パートタイム労働者）であっても、下記（1）（2）に該当する場合は常用労働者に含みます。

- (1) 期間を決めずに雇われている者、または1か月を超える期間を定めて雇われている者
- (2) 日々または1か月以内の期限を限って雇われている者のうち、5月、6月にそれぞれ18日以上雇われた者
- (3) 事業主の家族で、貴事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

(右欄は回答企業記入不要)

--	--	--	--	--	--	--

(都道府県コード) (事業所コード) (地域コード)

設問3) 経営についてお答え下さい。

①現在の経営状況は1年前と比べていかがですか。(1つに○)

1. 良い	2. 変わらない	3. 悪い
-------	----------	-------

②現在行っている主要な事業について、今後どのようにしていくお考えですか。(1つに○)

1. 強化拡大	2. 現状維持	3. 縮小	4. 廃止	5. その他 ()
---------	---------	-------	-------	------------

③現在、経営上どのようなことがあり路となっていますか。(3つ以内に○)

1. 人材不足 (質の不足)	2. 取引先の海外シフトによる影響	3. 販売不振・受注の減少
4. 製品開発力・販売力の不足	5. 大企業等の進出	6. 同業他社との競争激化
7. 原材料・仕入品の高騰	8. 安価な輸入品の増大	9. 人件費の増大
10. 製品価格 (販売価格) の下落	11. 納期・単価等の取引条件の厳しさ	12. 金融・資金繰り難
13. 後継者難	14. 情報化の遅れ	15. 環境規制の強化

④貴社の経営上の強みはどのようなところにありますか。(3つ以内に○)

1. 製品・サービスの独自性	2. 技術・製品の開発力	3. 生産技術・生産管理能力
4. 営業力・マーケティング力	5. 製品・サービスの企画力・提案力	6. 製品の品質・精度の高さ
7. 製品 (商品) ・サービスの価格競争力	8. 顧客への納品・サービスの速さ	9. 企業・製品のブランド力
10. 工場・店舗の立地条件の良さ	11. 財務体質の強さ・資金調達力	12. 情報の収集・分析力
13. 優秀な仕入先・外注先	14. 商品・サービスの質の高さ	15. 組織の機動力・柔軟性

設問4) 従業員の労働時間についてお答え下さい。

①従業員 (パートタイマーなど短時間労働者を除く) の週所定労働時間は何時間ですか (残業時間、休憩時間は除く)。職種や部門によって異なる場合は、最も多くの従業員に適用されている時間をお答え下さい。(1つに○)

1. 38時間以下	2. 38時間超40時間未満	3. 40時間	4. 40時間超44時間以下
-----------	----------------	---------	----------------

- ①注 1. 現在、労働基準法で40時間超44時間以下が認められているのは、10人未満の商業・サービス業等の特例事業所のみです。
- 2. 「所定労働時間」とは、就業規則等に定められた始業時刻から終業時刻までの時間から休憩時間を差し引いた時間です。

②平成16年の従業員1人当たりの月平均残業時間 (時間外労働・休日労働) をご記入下さい。

従業員1人当たり月平均残業時間

1. <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> 時間	2. なし
---	-------

③平成16年の従業員1人当たりの年次有給休暇の平均付与日数・取得日数をご記入下さい。

従業員1人当たり平均付与日数 日

従業員1人当たり平均取得日数 日

(前年からの繰越分は除く)

④個々の従業員の事情に配慮して、従業員の労働時間や休暇について次のようなことを行っておりますか。（それぞれどちらかに○）

1. 1日の所定労働時間の短縮	1. 行っている	2. 行っていない
2. 週または月の所定労働時間の短縮	1. 行っている	2. 行っていない
3. 週または月の所定労働日数の短縮	1. 行っている	2. 行っていない
4. 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	1. 行っている	2. 行っていない
5. フレックスタイムによる勤務	1. 行っている	2. 行っていない
6. 時間外労働（残業・休日出勤）の免除	1. 行っている	2. 行っていない
7. 毎週・毎月のノー残業デーの設定	1. 行っている	2. 行っていない
8. 半日休暇の付与	1. 行っている	2. 行っていない
9. 有給休暇の計画的付与	1. 行っている	2. 行っていない
10. 有給休暇の取得勧奨	1. 行っている	2. 行っていない
11. 子の看護休暇の付与	1. 行っている	2. 行っていない
12. 家族の介護休暇の付与	1. 行っている	2. 行っていない
13. 教育訓練・研修休暇の付与	1. 行っている	2. 行っていない

設問5) パートタイム労働者の活用状況等についてお答え下さい。

[注] 以下の「設問①～⑧」については、パートタイム労働者を雇用している事業所のみお答え下さい。「パートタイム労働者」とは、1日の所定労働時間が一般従業員より短い者、または1日の所定労働時間は同じでも1週の所定労働日数が少ない者です。

①パートタイム労働者の1日の所定労働時間は何時間の人が最も多いですか。（1つに○）

1. 2時間未満	2. 2時間以上3時間未満	3. 3時間以上4時間未満	4. 4時間以上5時間未満
5. 5時間以上6時間未満	6. 6時間以上7時間未満	7. 7時間以上8時間未満	8. 8時間

②パートタイム労働者の1週間の勤務日数はどのくらいの方が最も多いですか。（1つに○）

1. 1日	2. 2日	3. 3日	4. 4日	5. 5日以上
-------	-------	-------	-------	---------

③パートタイム労働者の所定労働時間（1日又は1週）及び所定労働日数（1ヶ月）は、一般従業員と比べてどの程度になりますか。それぞれの区分に該当する人数をご記入下さい。

	一般従業員と比べた所定労働時間・所定労働日数			合 計
	4分の3以上の人	4分の3未満2分の1以上の人	2分の1未満の人	
パートタイム労働者数	_____人	_____人	_____人	_____人

④パートタイム労働者の継続継続年数はどのくらいの方が最も多いですか。（1つに○）

1. 半年未満	2. 半年以上1年未満	3. 1年以上2年未満	4. 2年以上3年未満	5. 3年以上
---------	-------------	-------------	-------------	---------

⑤パートタイム労働者が主として行っているのはどのような仕事ですか（1つに○）

1. 正社員とほぼ同等仕事	2. 正社員よりも軽易な仕事	3. 正社員よりも範囲を限定した仕事	4. その他（ _____ ）
---------------	----------------	--------------------	-----------------

⑥パートタイム労働者の能力、経験等に応じて、どのような処遇をしていますか。（該当するものすべてに○）

1. 基本給を引上げる	2. 賞与を支給または引上げる	3. 手当を支給または引上げる
4. グループリーダー等責任ある地位に登用する	5. パートから正社員に転換する	6. その他（ _____ ）
7. 特別な処遇はしていない		

⑦パートタイム労働者に賞金改定（昇給）、賞与、退職金の支給を行っていますか。（それぞれ1つに○）

(賞金改定（昇給）)	(賞与)	(退職金)
1. 行っている 2. 行っていない	1. 支給している 2. 支給していない	1. 支給している 2. 支給していない

⑧パートタイム労働者を活用する理由は何ですか。（3つ以内に○）

- | | | |
|---------------------|-----------------------|------------------------|
| 1. 業務が増加したから | 2. 新規卒等一般正社員の採用が困難だから | 3. 人が集めやすいから |
| 4. 一時的な繁忙に対応するため | 5. 1日の忙しい時間帯に対応するため | 6. 簡単・単純な仕事だから |
| 7. 人件費が割安だから | 8. 正社員を減らしたいから | 9. 仕事量が減ったとき雇用調整が容易だから |
| 10. 社員の再雇用・継続雇用策のため | 11. その他（
） | |

設問6) 高齢者の継続雇用についてお答え下さい。

①高齢者雇用安定法が改正され、平成18年4月から、年金支給開始年齢に合わせて段階的に65歳までの高齢者雇用確保措置（定年の引き上げ、継続雇用制度の導入、定年の定め廃止のいずれかの措置）を講ずることが義務づけられました。このことをご存じでしたか。（どちらかに○）

- | | |
|----------|-----------|
| 1. 知っていた | 2. 知らなかった |
|----------|-----------|

②65歳までの高齢者雇用確保措置について、貴事業所ではどのように対応をされますか。（どちらかに○）

1. すでに対応ができています

※1. に○をした回答事業所は③-aへ

2. これから対応する

※2. に○をした回答事業所は ③-bへ

③-a どのような対応をしていますか。（1つに○）

- | |
|---|
| 1. <u>すでに希望者全員を対象として65歳までの継続雇用制度を導入している</u> |
| 2. <u>すでに定年年齢は65歳以上である</u> |
| 3. <u>もともと定年を定めていない</u> |

設問7へ

③-b どのような対応をお考えですか。（1つに○）

- | | |
|---|---|
| 1. <u>定年の定めを廃止する</u> | 2. <u>定年年齢を段階的に引き上げる</u> |
| 3. <u>18年4月から定年年齢を65歳にする</u> | 4. <u>継続雇用制度を導入し、段階的に上限年齢を引き上げる</u> |
| 5. <u>継続雇用制度を導入し、18年4月から上限年齢を65歳にする</u> | 6. <u>現在導入している継続雇用制度の上限年齢を段階的に引き上げる</u> |

※4. 5. 6. に○をした回答事業所は ④へ

④継続雇用制度を導入する場合（現在導入している場合を含む）、制度の対象とする高齢者の基準を設けますか。（どちらかに○）

- | | |
|----------------------------|-----------------------------|
| 1. <u>制度の対象となる者の基準を設ける</u> | 2. <u>希望者全員を対象とし基準は設けない</u> |
|----------------------------|-----------------------------|

※1. に○をした回答事業所は ⑤へ

⑤継続雇用制度の対象となる者の基準を設ける場合、どのようなことを基準とすることが考えられますか。（該当するものすべてに○）

- | | |
|-------------------------------|--------------------------------|
| 1. <u>勤労意欲など働く意思・意欲に関する基準</u> | 2. <u>出勤率や人事考課など勤務態度に関する基準</u> |
| 3. <u>体力や健康診断結果など健康に関する基準</u> | 4. <u>職能資格や業績など能力・経験に関する基準</u> |
| 5. <u>その他（具体的に：
）</u> | |

設問7) 新規学卒者の採用についてお答え下さい。

①平成17年3月新規学卒者(第2新卒者、中途採用者を除く)の採用予定人数、実際に採用した人数、1人当たり平均初任給額(平成17年6月支給額)をご記入下さい。また、過去2年間に採用した人数もご記入下さい。

学 卒		採用予定人数 (平成17年3月卒)	採用した人数 (平成17年3月卒)	1人当たり 平均初任給額(円)	平成15年4月に 採用した人数(平 成15年3月卒)	平成16年4月に 採用した人数(平 成16年3月卒)
高 校 卒	技術系					
	事務系					
専 門 学 校 卒	技術系					
	事務系					

学 卒		採用予定人数 (平成17年3月卒)	採用した人数 (平成17年3月卒)	1人当たり 平均初任給額(円)	平成15年4月に 採用した人数(平 成15年3月卒)	平成16年4月に 採用した人数(平 成16年3月卒)
短 大 含 卒 高 専	技術系					
	事務系					
大 学 卒	技術系					
	事務系					

- [注] 1. 平成17年6月の1か月間に支給した1人当たり平均初任給額は通勤手当を除いた所定内賃金総額(税込額)をご記入下さい。
 2. 専門学校卒は、高校卒業を入学の資格とした専修学校専門課程(2年制以上)を卒業した者を対象として下さい。
 3. 技術系として採用した者以外はすべて事務系にご記入下さい。

②平成18年3月の新規学卒者(第2新卒者、中途採用者を除く)の採用計画はありますか。(1つに〇)

1. ある 2. ない 3. 未定

※1. に〇をした回答事業所は ③へ

③学卒ごとの採用計画の人数をご記入ください。

1. 高校卒 人 2. 専門学校卒 人 3. 短大卒(含高専 人 4. 大学卒 人

設問8) 賃金改定についてお答え下さい。

①本年1月1日から7月1日までの間にどのような賃金改定を実施しましたか。(1つに〇)

1. 引き上げた 2. 引き下げた 3. 今年は実施しない(凍結)
 4. 7月以降引き上げる予定 5. 7月以降引き下げる予定 6. 未定

①で1. 2. 3. に〇をした回答事業所は、②へ

②賃金改定を実施した対象者の総数と従業員1人当たり平均の改定前・改定後所定内賃金及び平均引上げ・引下げ額をご記入下さい。

※記入に当たっては下記を参考にしてください。

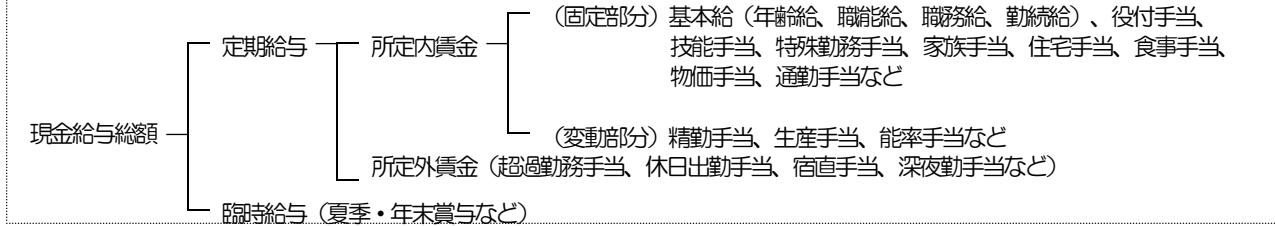
「改定前の平均所定内賃金(A)」「改定後の平均所定内賃金(B)」「平均引上げ・引下げ額(C)」の関係は下記の通りです。

- ・「1.引き上げた事業所は、 $(B) - (A) = (C)$ (「平均引上げ・引下げ額(C)」)はプラス額となります。
- ・「2.引き下げた事業所は、 $(B) - (A) = (C)$ (「平均引上げ・引下げ額(C)」)はマイナス額となります。
- ・「3.今年度は実施しない(凍結)」した事業所は、 $(B) - (A) = (C)$ が同額となりますので、「平均引上げ・引下げ額(C)」は「0」となります。

対象者総数	従業員1人当たり(月額)		
	改定前の平均所定内賃金 (A)	改定後の平均所定内賃金 (B)	平均引上げ・引下げ額 (C) = (B) - (A)
<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 円	<input type="text"/> 円	<input type="text"/> 円

- [注1] 対象者総数は、賃金改定対象者で、賃金の改定前、改定後とも在職している者です。(ページ「従業員数」とは必ずしも一致しません。)
 [注2] パートタイマー、アルバイト、役員、家族、嘱託、病欠者、休職者などを除いて下さい。
 [注3] 「所定内賃金」については、下表を参考にしてください。(通勤手当は除く。)

本調査における賃金分類表



◎ ご協力ありがとうございました。記入もれがないかももう一度お確かめのうえ、7月15日までにご返送下さい。